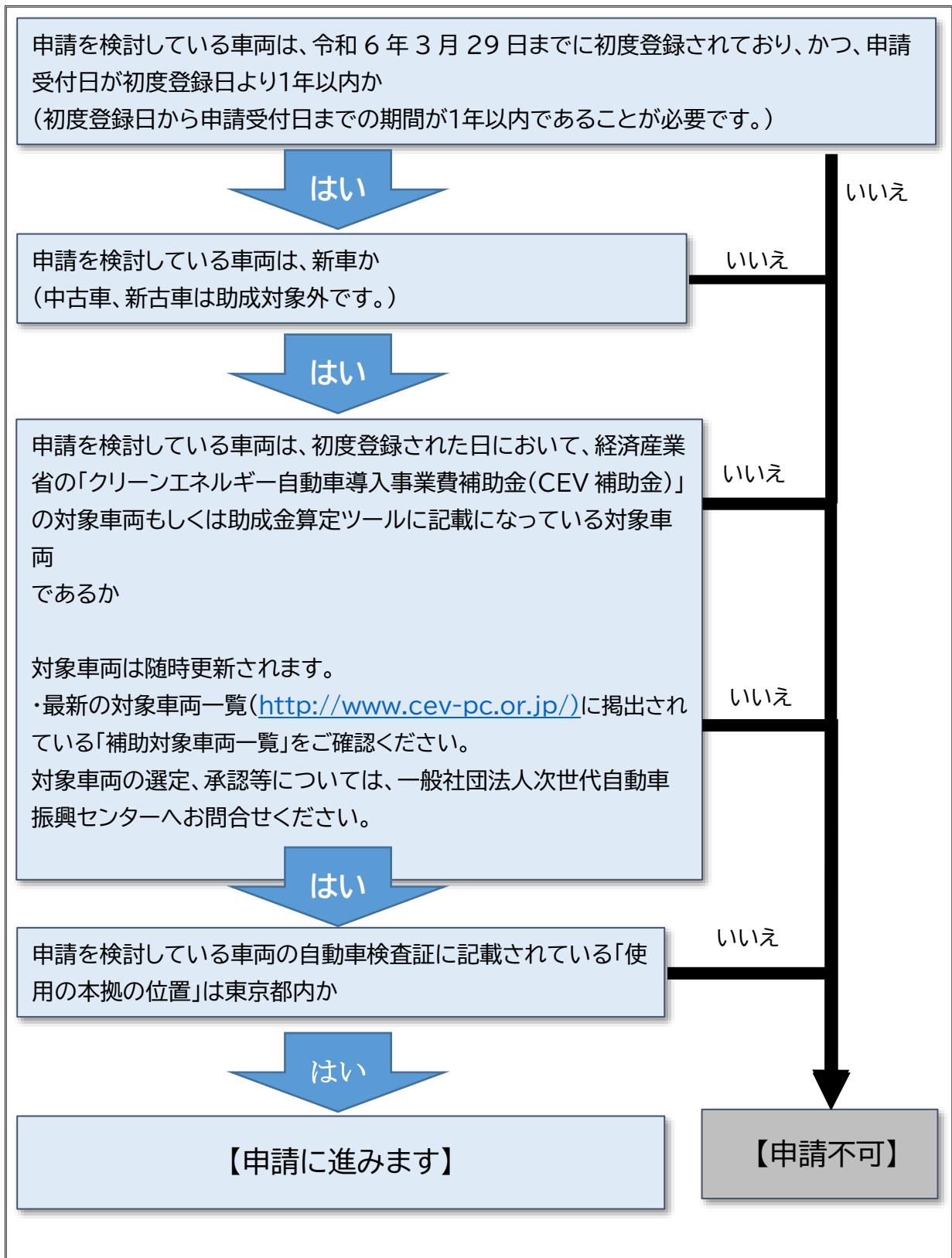


VI 法人・個人事業主 申請

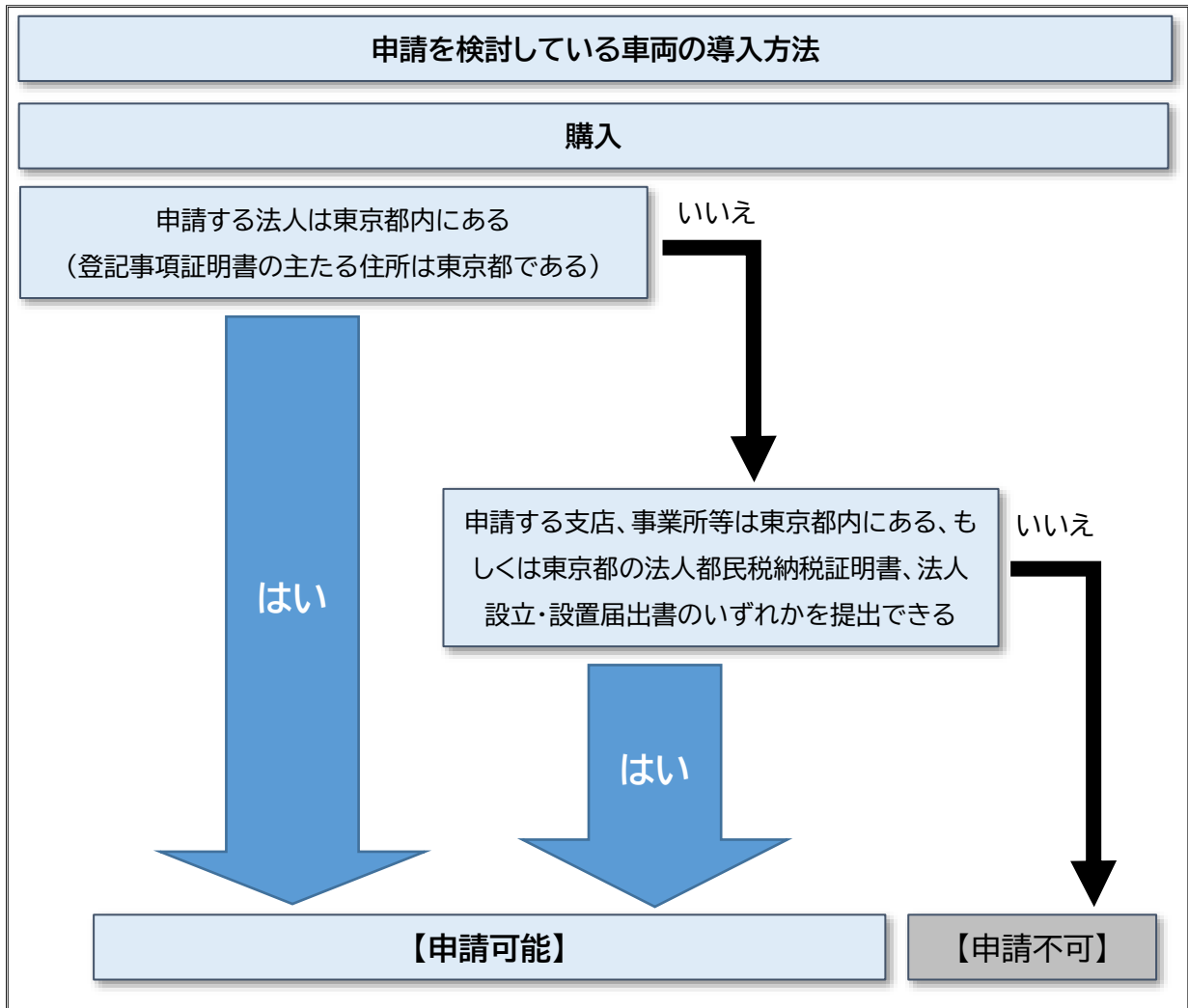


法人・個人事業主申請【使用者が法人・個人事業主】の場合(車両販売事業者代行可)

1 申請可否フローチャート



(1)導入方法=購入



2 必要書類

1	助成金交付に係る申請書(第1号様式)(郵送で申請される場合)
2	<p>【法人の場合】</p> <p>登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) ※(原則)登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書 ※(法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>住民票又は印鑑証明 ※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書 ※(納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書</p>
3	購入車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認できるもの)
4	購入車両の代金の支払に係る領収書
5	購入車両の自動車検査証記録事項
6	<p>車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書</p> <p>車両の管理・使用に係る社員の在職証明書 ※所有者と使用者が異なる場合(会社の従業員が使用者となる場合など)</p>
7	<p>再生可能エネルギーの導入が確認できる書類</p> <p>※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合</p>
8	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

※オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

《記載事項の詳細》

(1) 【法人の場合】

登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。
- ③ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出すること。その場合、主な事業所が都内であること。

【個人事業主の場合】

住民票又は印鑑証明書(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 都外在住の場合は都の個人事業税納税証明書の写し(納税証明書が提出できない場合は東京都の開業届、確定申告書)

(2) 購入車両の代金に係る請求書又は注文書

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の名前で、**申請者名**と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。(申込書は契約締結をしていないので不可)
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている**車名・グレード**が確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)
- ③ 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(3) 購入車両の代金の支払に係る領収書

- ① 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書などに記載された支払金額全額分の領収書が必要。頭金の支払いなどで、複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ③ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額わかる内訳を明記すること(別紙でも可)
- ④ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- ⑤ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ⑥ 銀行振込についても領収書を提出すること。

(4) 自動車検査証記録事項

- ① 令和 5 年 1 月 4 日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」、「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に**登録番号の変更等**を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。
- ④ 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。
 - ア 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合。
 - イ 使用者が役員もしくは従業員の場合(次の項目(5)を参照)

(5) **車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書**

車両の管理・使用に係る社員の在職証明書

- ①当該法人の役員又は従業員が車庫証明を取得している場合(車検証の使用者が役員・従業員の場合)は、どちらも添付してください。ただし、使用者が役員で、登記事項証明書に役員の記載がある場合は添付不要です。
- ②車両の管理・使用に係る社員の在職証明書には本人確認書類(運転免許証のコピー、健康保険証のコピー、住民票(発行から3か月以内のもの)、印鑑証明(発行から3か月以内のもの、のいずれか))、従業員の給与所得の源泉徴収票の写し(提出できない場合は給与明細)を添付してください。(従業員として在籍していることを確認いたします)

(6) **再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類**

次のページをご確認ください。

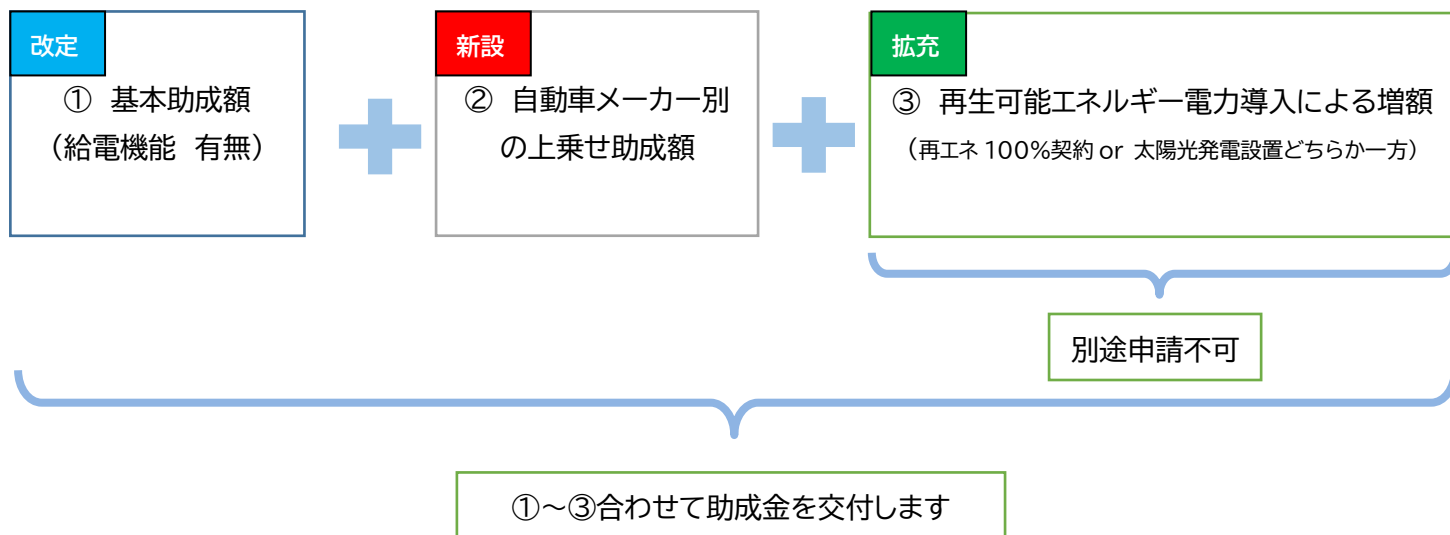
3 【再生可能エネルギー電力導入による助成額の増額】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、又は太陽光発電システムを設置又は自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を申請することができます。

【注意点】

- ①対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ②基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等のことはできません。
- ③再生可能エネルギー100%電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



※高額車両については 0.8 を乗じた額

(1)〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

【条件】

下記の対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」又は自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること

■対象メニュー

- ① 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している

>> 再エネ 100%電力調達要件について

リンク先 → <https://www.env.go.jp/air/100.html>

(【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。)

- ② 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元年度から2年度)もしくは、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

例:「みんなでいっしょに自然の電気」

【必要書類】

対象メニューの再生可能エネルギー電力メニューを契約している(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))、少なくとも下記 4 つが確認できる書類

- ・メニューの名称
- ・提供事業者
- ・契約者名
- ・供給している住所

例:契約書の写し、検針票の写し、Web ページのお客様画面など

※使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再生可能エネルギー100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※(使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B)二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※ 既に契約している電力メニューが本助成の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2) <太陽光発電システム設置による増額申請について>

【条件】

以下の①～③のすべての要件を満たしていること。

①発電出力が 2kw(1.995kw 以上)であること

(令和 4 年度初度登録の場合、発電出力が3kw(2.995kw 以上)であること)

② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること

※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。

・ 使用の本拠の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)

・ 保管場所の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)

③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める「JETPVm 認証」のうち、モジュール認証を受けたものであること、もしくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)の「IECEE－PV－FCS制度」に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又はクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)

【必要書類】

①②③の要件を満たす書類

書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

- ◆ 接続契約のご案内
- ◆ 系統連絡票回答書の控え
- ◆ 検針票(購入料金のお知らせなど)
- ◆ 購入実績お知らせサービス
- ◆ Web 検針票
- ◆ 太陽光モジュール(パネル)の保証書
- ◆ 出力対比表
- ◆ 国、都、クール・ネット東京、他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類(交付決定通知書、額確定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)

【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- 住所が地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
- 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- **車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。**

※処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。